

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月18日

横浜市契約事務受任者
横浜市旭区長 権藤 由紀子

1 契約の概要

番号札発券機修理

2 履行（納品）場所

旭区戸籍課

3 契約日

令和7年7月4日

4 履行日又は履行期間

令和7年7月4日

5 契約金額

71,500円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 グローリー株式会社 横浜オフィス オフィス長 福田佑也

住所 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク2F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本件に関わる発行機は、グローリー（株）の製品であり、他の業者では修理ができないため。

8 契約の相手方の選定理由

本件に関わる発行機は、グローリー（株）の製品であり、他の業者では修理ができないため。

9 所管課

旭区戸籍課